

平成28年2月3日
消費者庁

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令（案）」に対する意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

概要の取りまとめでは、今回の意見募集とは関係しない御意見などについては取り上げておりません。

1. 意見募集期間：平成27年12月14日～平成28年1月12日
2. 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス
3. 寄せられた意見総数：1件
4. 寄せられた主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令（案）」
に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
○食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（案）について	
<p>統一かつ一元的な表示制度となるべく食品表示法が公布されたと思うが、行政の体制については全く一元化されていない。権限の委任先が JAS 法由来のものと食品衛生法や健康増進法由来のものとで、従来の異なった状態のままとなっており、見直しが図られた形跡がない。</p> <p>今回の改正により政令市、都道府県、国の三者が立入検査等を行うことができるようになり、ますます複雑化されている。</p> <p>食品衛生法や健康増進法由来の移譲の方法に統一するなど、一元的な行政の体制整備が可能なものとするべきではないのか。</p>	御意見を踏まえて、今後の検討の参考とさせていただきます。

※ 御意見については、概要のみ掲載しています。